

指定管理業務事業評価報告書（令和5年4月）

大和高田市 企画政策部 企画創生課

この報告書は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者制度を公募を実施して導入した大和高田市の公の施設の管理運営業務の事業評価を実施し、各項目についてまとめたものである。

事業評価の目的：施設の今後の運営の参考とするため

施設名：大和高田市総合公園施設

指定管理者：株式会社ザ・ビッグスポーツ（公募）

指定期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

この事業評価の対象とする期間：令和3年4月から令和5年3月まで

1 事業評価の基礎となる資料等

この事業評価は、次に示す①から③の資料及び指定管理者、担当主管課双方へのヒアリングを基に実施した。

①大和高田市総合公園施設の利用状況

②『総合公園施設』利用者アンケート集計結果報告書

③指定管理業務 事業評価チェックシート（指定管理者及び市所管課）

2 評価項目及び評価結果

上記 1 の資料等を基に以下の7項目ごとに評価し、「優良」、「良好」、「課題有」及び「要改善」の4段階のランク付けを行った。

（1）《対利用者 1》

サービスに対する評価

- ・利用者アンケートの結果、78.0%の利用者から「非常に満足」「まあまあ満足」と肯定的な回答を得ている。

◇評価結果 【良好】

(2) 《対利用者 2》

施設職員の利用者への対応に対する評価

- ・利用者アンケートの結果、89.2%の利用者から「非常に良い」「まあまあ良い」と肯定的な回答を得ている。

◇評価結果 【優良】

(3) 《研修》

指定管理者が施設職員に対して実施する研修についての評価

- ・指定管理者からは事業計画どおり実施している旨の報告であり、利用者アンケートの結果からサービス面や施設職員の対応に対しても評価は高く、適正な研修体制が取られていると評価できる。

◇評価結果 【優良】

(4) 《収益性施設設備の運営管理 1》

プール棟内施設（屋内プール、フィットネスルーム、多目的室）の管理運営業務に対する評価

- ・利用者の傾向を把握し、ターゲットに合わせた各種プログラムを実施することにより、利用促進が図られている。
- ・ジュニア対象の水泳教室の受講者が増加傾向にある。
- ・施設（多目的室）の一般貸出に対しての公平性は、確保されている。
- ・月パスカードの利用者を一定数維持している。
- ・利用者アンケートの結果、各施設とも75%程度の利用者から使用について肯定的な回答を得ている。

◇評価結果 【良好】

(5) 《収益性施設設備の運営管理 2》

テニスコートの管理運営業務に対する評価

- ・施設の一般貸出に対しての公平性は、確保されている。
- ・多彩なプログラムを展開することにより、利用促進が図られている。

◇評価結果 【良好】

(6) 《収益性施設設備の運営管理 3》

多目的グラウンドの管理運営業務に対する評価

- ・施設の一般貸出に対しての公平性は、確保されている。
- ・利用者アンケートの結果、68.8%の利用者から使用について肯定的な回答を得ている。

◇評価結果 【良好】

(7) 《周辺環境の維持管理 2》

駐車場、駐輪場、出入口ゲートの開閉及び外灯（テニスコート及び多目的グラウンドの照明以外）の維持管理業務に対する評価

- ・大きな事故、トラブルもなく、適正な管理がなされていると評価できる。
- ・駐車場混雑時は誘導が欲しいという意見があった。

◇評価結果 【良好】

以上、指定管理業務の7項目に対して評価を行った。

なお、財務状況については、当初予定していた指定管理料を現在のところ変更の必要は生じていないため、財務的には可と判断するものである。

参考：各年度の指定管理料

支払済	R3年度	27,260千円
	R4年度	27,260千円
支払予定	R5年度	27,260千円